

## 豊橋市制度融資借入申込書

豊橋市長様  
取扱金融機関様

年 月 日

下記により（信用保証委託申込書等）関係書類を添えて、事業資金の借入を申し込みます。

申 込 者	住 所	〒□□□-□□□□		電話	—	
	営業場所	〒□□□-□□□□		電話	—	
	(フリガナ)					
	法人名					
	(フリガナ)					
	氏名又は代表者職・氏名					
	(フリガナ)					
商 号	(個人事業者のみ記入)					
金 融 機 関	銀 行	本店	申 込 額	千円	運 転	千円
	信用金庫	支店	借 入 期 間	か月	設 備	千円
	信用組合				据 置	か月
※ ○を付けてください。	豊橋市小口事業資金（通常資金）				その他の申込内容は、別添信用保証委託申込書等の記載のとおり。	
	豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）					
	豊橋市経営安定資金					
	豊橋市中心市街地商業活性化資金					
	豊橋市創業支援資金（創業）					
	豊橋市創業支援資金（経営者保証免除）					

なお、融資に当たり申込者から提供を受けた次に掲げる個人情報を愛知県信用保証協会及び取扱金融機関へ必要に応じて提供すること、並びにそれらの機関から情報の提供を受けることについて同意します。

同意事項

- 1 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- 2 取扱商品、サービス内容、取扱先等、経営内容に関する情報
- 3 決算及び税務申告に関する情報
- 4 資産に関する情報
- 5 借入残高・負債等に関する情報
- 6 保証利用残高、返済状況等、保証利用状況に関する情報（過去のものを含む。）
- 7 保証利用可能額
- 8 その他今回提出していただく申請書類に記載されている情報

市受付印

## 税 務 資 料 調 査 承 諾 書

年 月 日

豊 橋 市 長 様

融資申込者

住 所

営業場所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

豊橋市制度融資等の申込みに際し、申込資格確認のために、私（法人の場合  
にあつては、その法人及び代表者）の税務資料を調査することを承諾いたしま  
す。

税 務 資 料 調 査 承 諾 書  
( 法人代表者以外の連帯保証人用 )

年 月 日

豊 橋 市 長 様

連帯保証人

住 所

氏 名

下記融資申込者の豊橋市制度融資等の申込みに際し、連帯保証人である私の  
税務資料を調査することを承諾いたします。

融資申込者名\_\_\_\_\_

## 豊橋市信用保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、中小企業者に対して交付する信用保証料の補助金について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、中小企業者に対して信用保証料（以下「保証料」という。）を補助することにより、借入れ負担の軽減を図り、もってその経営の安定に資することを目的とする。

(暴力団等の排除)

第3条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体  
(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、次の各号に掲げる融資制度において、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を受けて取扱金融機関から融資を受けた者が、証書貸付により融資を受け、かつ、信用保証料を一括納付した場合に交付するものとする。

- (1) 豊橋市小口事業資金融資制度
- (2) 豊橋市経営安定資金融資制度
- (3) 愛知県小規模企業等振興資金融資制度（小口資金）
- (4) 豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度
- (5) 豊橋市創業支援資金融資制度
- (6) 愛知県経済環境適応資金制度要領（令和6年4月1日制定。以下「愛知県要領」という。）に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「経済対策特別」のうち愛知県経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】融資信用保証料補助金交付要綱による原油・原材料高対応枠）（以下「環特1補助又は環特2補助」という。）

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号及び第6号の融資制度により融資を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当する場合は交付の対象外とする。

- (1) 豊橋市以外の市町村を經由して融資を受けた場合

- (2) 市外に住所を有する者である場合
- (3) 市内に主な事業所を有していない者である場合
- (4) 市外設備に対する融資を受けた場合
- (5) 融資を一括返済する場合  
(補助金の額)

第5条 豊橋市小口事業資金融資制度（通常資金）に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額とし、60万円を限度とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）に対する保証料相当額とし、60万円を限度とする。

- 2 前項の規定は、愛知県小規模企業等振興資金融資制度（小口資金）に係る補助金の額について準用する。
- 3 豊橋市創業支援資金融資制度に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）に対する保証料相当額とする。
- 4 豊橋市創業支援資金融資制度（経営者保証免除）に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）について、協会の定めた算定方法のうち、保証料率については0.2%を減じて算定した保証料相当額とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額（当該金額が1,000万円を超える場合は、1,000万円とする。）に対する保証料相当額とする。
- 5 愛知県要領の規定による愛知県経済環境適応資金制度、豊橋市経営安定資金融資制度及び豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度に係る補助金の額は、融資額（融資額が1,250万円を超える場合は、1,250万円とする。）について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額（環特1補助又は環特2補助は愛知県が当初契約時の信用保証料の2分の1を負担した残額のうち、融資期間が7年を超える場合は融資期間7年に相当する額）とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額（当該金額が1,250万円を超える場合は、1,250万円とする。）に対する保証料相当額とする。
- 6 豊橋市小口事業資金融資制度（災害復旧支援資金）に係る補助金の額は、融資額について、協会の定めた算定方法により算定した保証料相当額とする。ただし、既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額に対する保証料相当額とする。
- 7 同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う際に、当該融資額の合計が前各項

に定める補助金の算出基礎となる融資額の上限を超える場合、その上限額に対する保証料相当額を補助額とする。

- 8 交付すべき補助金の額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金申請者は、金融機関から融資を受けた後、豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書(様式第1又は様式第3)及び関係書類を金融機関の貸付日の翌日から起算して30日以内に市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。なお、規定する期間が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 前条第6項における同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う場合の補助金申請は、同日に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、豊橋市信用保証料補助金交付決定通知書(様式第2)により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条による補助金の交付決定後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、豊橋市小口事業資金融資制度要綱第21条第2項、豊橋市経営安定資金融資制度要綱第15条第2項、愛知県中小企業融資制度要綱第14第2項、豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度要綱第16条第2項及び豊橋市創業支援資金融資制度要綱第16条第2項の規定により、融資の運用を取り消された場合には、補助金交付の決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 2 市長は、既に交付した補助金について、返済期日以前の完済(代位弁済等に伴う完済を除く。)により協会から保証料の返戻が生じた場合は、当該返戻金に相当する額(既支払い保証料に自己負担額があるときは、当該自己負担額を減じた額とする。)の補助金の返還を補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対して命ずるものとする。ただし、新たな融資に伴い既存債務を回収する場合については、この限りでない。

- 3 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還その他必要な措置を命ずることができる。

- 4 補助事業者は、前3項に規定する補助金の返還を市長が発行する納入通知書により

行うものとする。

(適用除外)

第10条 補助事業者が当該融資制度の貸付日から起算して90日以内に新たな融資申し込みを行った場合（環特1補助又は環特2補助を受けた者にあつては、新たな融資の保証決定を受けた場合）は、補助金の交付対象外とする。ただし、自然災害に起因する融資の申込み、複数の金融機関が協調して行う融資の申込み及びその他市長が必要と認めたものについては例外とする。

2 前条第2項及び第3項の規定による返還金を納付していない者が新たに愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）、環特1補助又は環特2補助を利用した場合は補助の対象としない。

3 補助事業者が、その後借入金の返済期間の延長を行った場合において、新たに必要となった保証料については補助の対象としない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 改正後の第8条第2項及び第3項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年12月1日から施行し、同年10月31日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3項の規定は、平成20年10月31日以後に申込みを受ける融資から適用し、同日前に申込みを受けた融資については、なお従前の例による。

(失効)

- 3 改正後の第4条第3項の規定は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

※平成22年4月1日施行の一部改正により第3項削除

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に行った融資については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申

込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、次の各号に掲げる融資に係る補助金は、当該各号に定める日に融資を受けた者から適用する。

(1) 環セ100 令和2年3月2日

(2) 環セ80 令和2年3月6日

(3) 環経コ 令和2年2月18日

(4) 環危 令和2年3月13日

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、環コロ補助に係る補助金は、令和2年5月1日に融資を受けた者から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、環伴に係る補助金は令和3年4月1日に融資を受けた者から適用する。

(交付申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日より前に環伴の融資を受けた者に係る第6条の規定の適用について、同条中「金融機関の貸付日の翌日から」とあるのは「金融機関の貸付日又はこの要綱の施行の日のいずれか遅い日の翌日から」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸付を行った融資から適用し、同日前に貸付を行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を行った融資から適用し、同日前に申込を行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱第5条第4項及び第5項の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。
- 3 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定は、令和4年3月4日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和4年6月16日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 4 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。

- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「旧要綱」という。)の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱(次項において「新要綱」という。)による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和6年7月1日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、環特1補助又は環特2補助に係る補助金は令和7年2月18日以後に融資を受けた者から適用する。  
(交付申請の特例)
- 2 この要綱の施行の日以後環特1補助又は環特2補助の融資を受けた者に係る改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱第6条の規定の適用については、同条中「金融

機関の貸付日の翌日から起算して30日以内に」とあるのは「令和7年3月31日までに貸付された融資については令和7年4月30日までに」とする。

(経過措置)

- 3 改正後の豊橋市信用保証料補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

## 豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊 橋 市 長 様 千

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者名）

電 話 番 号

豊橋市信用保証料補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

また、交付が決定されましたときは補助金を請求しますので、下記振込先へ振込みください。

なお、同要綱第9条第1項～第3項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

申請者記載欄	補助金申請額	金 円（注）申請額は、100円未満切捨とする。		
	補助金交付申請根拠額	補助金対象融資金額	円分の信用保証料	円
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合		本店・支店
	預金の種類	1.普通預金 2.当座預金 9.その他	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

金融機関証明欄	融 資 内 容	保 証 番 号	融 資 金 額	円
		融 資 実 行 日	年 月 日	回 収 金 額
貸付制度名 ※○を付けてください		1. 豊橋市小口事業資金（通常資金）		【 豊橋小 】
		2. 豊橋市小規模事業資金		【 豊橋小事 】
		3. 愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）		【 振小 】
		4. 豊橋市創業支援資金（創業）		【 豊橋創 】
		5. 豊橋市創業支援資金（経営者保証免除）		【 豊橋創SSS 】
		6. 豊橋市小口事業資金（災害復旧支援資金）		【 豊橋小災 】
		7. 豊橋市経営安定資金		【 豊橋安定 】
		8. 豊橋市中心市街地商業活性化資金		【 豊橋商活 】
豊 橋 市 長 様 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 取扱金融機関名 印				

■添付書類、申請期間等

1. 金融機関から受領するもの
<input type="checkbox"/> 信用保証書の写し <input type="checkbox"/> 保証条件（回収）を伴う場合は、回収金額の計算明細書の写し
2. 申請者において準備するもの
<input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの（預金通帳の名義人名、フリガナ、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等）

<b>申請期間：借入日の翌日から起算して30日以内</b> 【提出先】豊橋市産業部 商工業振興課〔市役所東館10F〕 TEL 51-2431・FAX 55-9090
---

様式第2（第7条関係）

〒

申請者 住所

氏名

豊橋市信用保証料補助金交付決定通知書

豊橋市指令商第 号

年 月 日

豊 橋 市 長

年 月 日 付けで申請のあった豊橋市信用保証料補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金交付額

1. 補助金交付決定額	金	円
-------------	---	---

2. 補助金申請額	金	円
-----------	---	---

2. 補助金の交付について

上記交付決定額は、申請書兼請求書に記載された下記の口座に振り込みます。

金融機関名			
口座種別	口座番号	*****	
交付予定日	年 月 日		

※ 口座番号は、個人情報保護のため一部省略し下2桁のみ表示しています。

豊橋市信用保証料補助金交付申請書兼請求書 (愛知県経済環境適応資金)

年 月 日

豊橋市長様 様 丁

申請者住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

豊橋市信用保証料補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

また、交付が決定されましたときは補助金を請求しますので、下記振込先へ振込みください。

なお、同要綱第9条第1項～第3項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

申請者記載欄	事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所以外 (豊橋市 )			
	主な業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他( )			
	補助金申請額	金 円 (注) 申請額は、100円未満切捨とする。			
	補助金交付申請根拠額	補助金対象融資金額 円分の信用保証料 円			
	補助金振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合		本店・支店
		預金の種類	1.普通預金 2.当座預金 9.その他	口座番号	
		フリガナ			
口座名義人					

金融機関証明欄	融資内容	保証番号		融資金額	円
		融資実行日	年 月 日	回収金額	円
	貸付制度名	愛知県サポート資金・経済対策特別 (原油・原材料高対応枠) 【環特1補助】 【環特2補助】			
	豊橋市長様 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 取扱金融機関名 印				

■添付書類、申請期間等

1. 金融機関から受領するもの
<input type="checkbox"/> 信用保証書の写し <input type="checkbox"/> 保証条件(回収)を伴う場合は、回収金額の計算明細書
2. 申請者において準備するもの
<input type="checkbox"/> 補助金振込先が確認できるもの (預金通帳の名義人名、フリガナ、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等)

<b>申請期間：借入日の翌日から起算して30日以内</b> <b>【提出先】 豊橋市産業部 商工業振興課〔市役所東館10F〕 TEL 51-2431・FAX 55-9090</b>
---

## 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、不況対策について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、中小企業者に対して融資に係る償還金の一部を補助することにより、借入負担の軽減を図り、もってその経営の健全な育成に寄与することを目的とする。

(暴力団等の排除)

第3条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）

(4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体  
(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかの融資を受けた者であること。

ア 豊橋市経営安定資金

イ 愛知県経済環境適応資金制度要領（令和6年4月1日制定。）に基づく愛知県経済環境適応資金制度（サポート資金「経済対策特別」のうち原油・原材料高対応枠）（以下「環特1補助又は環特2補助」という。）

(2) 市内に住所（法人にあっては、「本店所在地」とする。）及び主たる事業所を有していること。

(3) 第1号に規定する融資の返済方法が証書貸付による分割返済であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1号に規定する融資の額（当該融資の限度額は1,250万円とする。）の1.0パーセントに相当する額とする。

2 同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う場合であって、当該融資額の合計が前項に定める融資額の限度を超える場合、その限度額の1.0パーセントに相当する額を補助額とする。

3 既存債務の回収を伴う融資を受けた者に係る補助金の額は、当該融資額から回収金額を減じて得た額の1.0パーセントに相当する額とする。

4 前3項の補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とす

る。

(交付の申請)

第6条 補助金申請者は、金融機関から融資を受けた後、豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1又は様式第3)に関係書類を添えて金融機関の貸付日の翌日から起算して30日以内に市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。なお、規定する期間が市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第5条第2項における同一制度の融資を複数の金融機関が協調して行う場合の補助金申請は、同日に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付決定通知書(様式第2)により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、前条による補助金の交付決定後、速やかに交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、愛知県中小企業融資制度要綱第14第2項又は豊橋市経営安定資金融資制度要綱第15条第2項の規定により、融資の運用を取り消された場合には、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、既に交付した補助金について、当該補助金の交付を決定した日の翌日から起算して1年以内に、補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、当該融資の返済期日以前に償還金を完済(代位弁済等に伴う完済を除く。)した場合は、当該補助事業者に交付した補助金の全額の返還を補助事業者に対して命ずるものとする。ただし、新たな融資に伴い既存債務を回収する場合については、この限りでない。

3 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還その他必要な措置を命ずることができる。

4 補助事業者は、前3項に規定する補助金の返還を市長が発行する納入通知書により行うものとする。

(適用除外)

第10条 前条の規定による補助金の全部又は一部を返還していない者は、新たに本補助金の対象となる融資を利用した場合であっても、補助金の交付対象外とする。

2 補助事業者が貸付日から起算して90日以内に新たな融資申し込みを行った場合(環特1補助又は環特2補助を受けた者にあつては、新たな融資の保証決定を受けた場合)は補助金の交付対象外とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う保証から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に保証を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う融資から適用し、同日前に融資を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市不況業種支援対策特別補給補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、次の各号に掲げる融資に係る補助金は、当該各号に定める日に融資を受けた者から適用する。

- (1) 第4条第1号イに規定する制度に係る融資 令和2年3月9日
- (2) 第4条第1号ウに規定する制度に係る融資 令和2年3月2日
- (3) 第4条第1号エに規定する制度に係る融資 令和2年3月6日
- (4) 第4条第1号オに規定する制度に係る融資 令和2年2月18日
- (5) 第4条第1号カに規定する制度に係る融資 令和2年3月13日

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、環コロ補助に係る補助金は、令和2年5月1日に融資を受けた者から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を受ける融資から適用し、同日前に申込を受けた融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、環伴に係る補助金は令和3年4月1日

に融資を受けた者から適用する。

(交付申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日より前に環伴の融資を受けた者に係る第6条の規定の適用について、同条中「金融機関の貸付日の翌日から」とあるのは「金融機関の貸付日又はこの要綱の施行の日のいずれか遅い日の翌日から」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸付を行った融資から適用し、同日前に貸付を行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申込を行った融資から適用し、同日前に申込を行った融資については、なお従前の例による

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による
- 3 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第4条第1項第1号アの規定は、令和4年3月4日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月24日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、令和4年6月16日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月3日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月23日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 3 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱の規定は、令和6年7月1日以後に申込みを行った融資から適用し、同日前に申込みを行った融資については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）による様式とみなす。
- 4 前項に規定するほか、この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、環特1補助又は環特2補助に係る補助金は令和7年2月18日以後に融資を受けた者から適用する。  
(交付申請の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後環特1補助又は環特2補助の融資を受けた者に係る改正後の豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第6条の規定の適用については、同条中「金融機関の貸付日の翌日から起算して30日以内に」とあるのは「令和7年3月31日までに貸付された融資については令和7年4月30日までに」とする。

## 豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

豊橋市長様 様

申請者 住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

また、交付が決定されましたときは、補助金を請求しますので、下記振込先へ振込ください。

なお、同要綱第9条第1項～第3項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

申請者記載欄	事業所の所在地		<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所以外(豊橋市 )			
	主な業種		<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他( )			
	補助金交付申請額		金 円 (注)申請額は、100円未満切捨とする。			
	補助金交付申請対象額		金 円 (注)融資金額から回収金額を減じた額			
	補助金 振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合			本店・支店
		預金の種類	1.普通	2.当座	9.その他	口座番号
フリガナ						
	口座名義人					

金融機関証明欄	融 資 内 容	融資制度名	豊橋市経営安定資金		
		保証番号		融 資 金 額	円
		融資実行日	年 月 日	回 収 金 額	円
	豊橋市長様 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 取扱金融機関名 <span style="float: right;">印</span>				

■補助金の額 補助金交付申請対象額の1%に相当する額

■添付書類、申請期間等

<b>1. 金融機関から受領するもの</b>
<input type="checkbox"/> 信用保証書の写し <input type="checkbox"/> 保証条件(回収)を伴う場合は、回収金額の計算明細書の写し
<b>2. 申請者において準備するもの</b>
<input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの(預金通帳の名義人名、フリガナ、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等)

<b>申請期間：借入日の翌日から起算して30日以内</b> <b>【提出先】豊橋市産業部 商工業振興課〔市役所東館10F〕 TEL 51-2431・FAX 55-9090</b>
--

様式第2（第7条関係）

〒

申請者 住所

氏名

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付決定通知書

豊橋市指令商第 号

年 月 日

豊橋市長

年 月 日 付けで申請のあった豊橋市経営安定資金特別対策補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

記

1. 補助金交付額

1. 補助金交付決定額	金	円
-------------	---	---

2. 補助金申請額	金	円
-----------	---	---

2. 補助金の交付について

上記交付決定額は、申請書兼請求書に記載された下記の口座に振り込みます。

金融機関名			
口座種別	口座番号	*****	
交付予定日	年 月 日		

※ 口座番号は、個人情報保護のため一部省略し下2桁のみ表示しています。

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付申請書兼請求書 (愛知県経済環境適応資金)

年 月 日

豊橋市長様

〒

申請者

住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

電話番号

豊橋市経営安定資金特別対策補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

また、交付が決定されましたときは、補助金を請求しますので、下記振込先へ振込ください。

なお、同要綱第9条第1項～第3項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

申請者記載欄	事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所以外 (豊橋市 )			
	主な業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	補助金交付申請額	金	円 (注) 申請額は、100円未満切捨とする。		
	補助金交付申請対象額	金	円 (注) 融資金額から回収金額を減じた額		
	補助金振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合		本店・支店
		預金の種類	1. 普通	2. 当座	9. その他
フリガナ					
	口座名義人				
	口座番号				

金融機関証明欄	融 資 容	融資制度名	愛知県サポート資金・経済対策特別 (原油・原材料高対応枠) 【環特1補助】 【環特2補助】		
		保証番号		融 資 金 額	円
		融資実行日	年 月 日	回 収 金 額	円
	豊橋市長様 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 取扱金融機関名 印				

■補助金の額 補助金交付申請対象額の1%に相当する額

■添付書類、申請期間等

1. 金融機関から受領するもの
<input type="checkbox"/> 信用保証書の写し <input type="checkbox"/> 保証条件 (回収) を伴う場合は、回収金額の計算明細書の写し
2. 申請者において準備するもの
<input type="checkbox"/> 振込先が確認できるもの (預金通帳の名義人名、フリガナ、口座番号、金融機関名、支店名等が記載されたページの写し等)

申請期間：借入日の翌日から起算して30日以内 【提出先】 豊橋市産業部 商工業振興課〔市役所東館10F〕 TEL 51-2431・FAX 55-9090
---

## 關係書類等

(創業関連保証・再挑戦支援保証用)

## 創業・再挑戦計画書

愛知県信用保証協会 御中

年 月 日

創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

[申込人]

住 所

会 社 名

氏名または  
代表者名

### 1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業・会社事業		商 号(個人) 会 社 名(会社)	
開業(予定)住所				電話 ( )
開 業 届 出(個人) 設 立 登 記(法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類)	<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>	(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得				
[会社設立予定の場合] 出 資 者 ・ 出 資 額				
事業協力者の住所・氏名・勤務先				

### 2. 創業準備の着手状況 [下記の該当事項に○印を付けて下さい]

ア 設備機械器具等発注済である。

イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。

ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。

エ 商品・原材料の仕入を行っている。

オ 事業に必要な許認可を受けている。

カ 事業に必要な許認可取得未了 (許認可取得見込み (申請状況や取得予定時期等) を具体的に記入してください。)

( )

キ その他 (具体的に記入して下さい)

3. 必要な資金及び調達の方法

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など (内訳)	千円	自己資金	千円
			親戚・知人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など (内訳)	千円		
合計		千円	合計	千円

4. 収支計画 (今後1年間分)

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利益			
計		計	



# 創業計画書

愛知県信用保証協会 御中

年 月 日

〔申込人〕

住 所

会社名

氏名または  
代表者名

スタートアップ創出促進保証制度の申込みにあたり、以下のとおり創業計画書を提出いたします。

### 【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。  
また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。  
※会社設立前の創業者が個人で申込む場合や、分社化を計画している親会社が申込む場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

### 【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	1電話 2来店面談 3訪問面談 4その他( )	

## 1. 事業概要

会社名(予定含む)					
開業(予定)住所	電話 ( )				
設立登記(法人)	有 ・ 無		設立(予定)年月日	令和 西暦	
業 種			資 本 金	〔会社設立予定を含む〕 円	
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類) <small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>		(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>	
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先		
開業動機・目的					
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得					
〔会社設立予定を含む〕 出資者・出資額					
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

**2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）**

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）  
（ ）
- キ その他（具体的に記入して下さい）  
（ ）

**3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）**

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

(1) 税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金額(千円未満切捨)	調達の方法	金額(千円未満切捨)	
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	千円	普通預金	千円	
			定期性預金	千円	
			有価証券等	千円	
			入居保証金等	千円	
			設備充当等	千円	
			その他	千円	
				千円	
				千円	
			小計(A)	千円	
運転資金	仕入資金、経費支払資金など(内訳)	千円	親戚・知人等からの借入(内訳)		
				千円	
				千円	
				千円	
			金融機関からの借入(内訳)		
				千円	
			小計(B)	千円	
合計		千円	合計(C)=(A)+(B)		千円
自己資金割合確認欄			(A)/(C)		

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、(A)/(C) ≥ 1/10(0.1)

(2) 税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金(D)	千円
	借入金等(E)	千円
	(D)/((D)+(E))	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、(D)/((D)+(E)) ≥ 1/10(0.1)



信用保証協会 御中

ガバナンス体制の整備に関するチェックシート

住所	
企業名	
代表者名	
設立日	年 月 日

作成日	令和 西暦	年	月	日
( )		中小企業活性化協議会		
担当者	( )			
電話番号	( )			

項目内容		チェックポイント(◎は特に重要な項目)		チェック欄
経営の 透明性	経営者へのアクセス	◎	支援者が必要なタイミング又は定期的に経営状況等について内容が確認できるなど経営者とのコミュニケーションに支障がない。	
	情報開示	◎	経営者は、決算書、各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)を作成しており、支援者はそれらを確認できる。	
		◎	経営者は税務署が受け付けた税務関係書類を保有しており、支援者はそれらを確認できる。	
			経営者は試算表、資金繰り表を作成した上で、自社の経営状況を把握する。また、支援者からの要請があれば提出する。	
	内容の正確性	◎	経営者は日々現預金の出入りを管理し、動きを把握する。例えば、終業時に金庫やレジの現金と記帳残高が一致するなど収支を確認しており、支援者は経営者の取組を確認できる。	
			支援者は直近3年間の貸借対照表の売掛債権、棚卸資産の増減が売上高等の動きと比べて不自然な点がないことや、勘定明細にも長期滞留しているものがないことを確認する。	
		経営者は、会計方針が適切であるかどうかについて、例えば、「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト等を活用することで確認した上で、会計処理の適切性向上に努めており、支援者はそれを確認できる。		
法人個人 の分離	資金の流れ	◎	支援者は、事業者から経営者への事業上の必要が認められない資金の流れ(貸付金、未収入金、仮払金等)がないことを確認できる。	
		◎	支援者は、経営者が事業上の必要が認められない経営者個人として消費した費用(個人の飲食代等)を法人の経費処理としていないことを確認できる。	
			経営者は役員報酬について、事業者の業況が継続的に悪化し、借入金の返済に影響が及ぶ場合、自らの報酬を減額する等の対応を行う方針にあり、支援者はそれを確認できる。	
	事業資産の所有権		経営者が事業活動に必要な本社・工場・営業車等の資産を有している場合、支援者は法人から経営者に対して適正な賃料が支払われていることを確認できる。	

項目内容	項目例	t-2期	t-1期	t期	目安	チェック欄	
財務 基盤 の 強化	債務償還力	◎	EBITDA有利子負債倍率			10倍以内	
	安定的な収益性	◎	減価償却前経常利益			2期連続赤字でない	
	資本の健全性	◎	純資産額			直近が債務超過でないこと	

【必須書類】

・決算書

【任意書類】

・事業資産の所有者が決算書で説明できない場合: 所有資産明細書等

・事業用資産を経営者が有している場合適切な賃料が支払われているかの確認資料: 賃貸借契約書等(写しでも可)

・貸付金等がある場合、一定期間での解消意向を説明する確認資料: 金銭消費貸借契約書、借用書等(写しでも可)

・「中小企業の会計に関する基本要領」チェックリスト、税理士法第33条の2に基づく添付書面、事業計画書等、

社内管理体制図、監査報告書、試算表、資金繰り表

(金融機関使用欄)

事業者がガバナンス体制の整備に関するチェックを受けたことを確認しました。

チェック内容に対する金融機関(または担当者)所見
--------------------------

記入日	年 月 日
協会顧客番号	
金融機関本・支店名	
担当者	
電話番号	

# 店 舗 改 装 承 諾 書

(賃貸人)

様

(賃借人)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

私が賃借している下記の店舗の改装を行いたいので承諾願います。

記

所在地	
-----	--

上記の改装について承諾いたします。

年 月 日

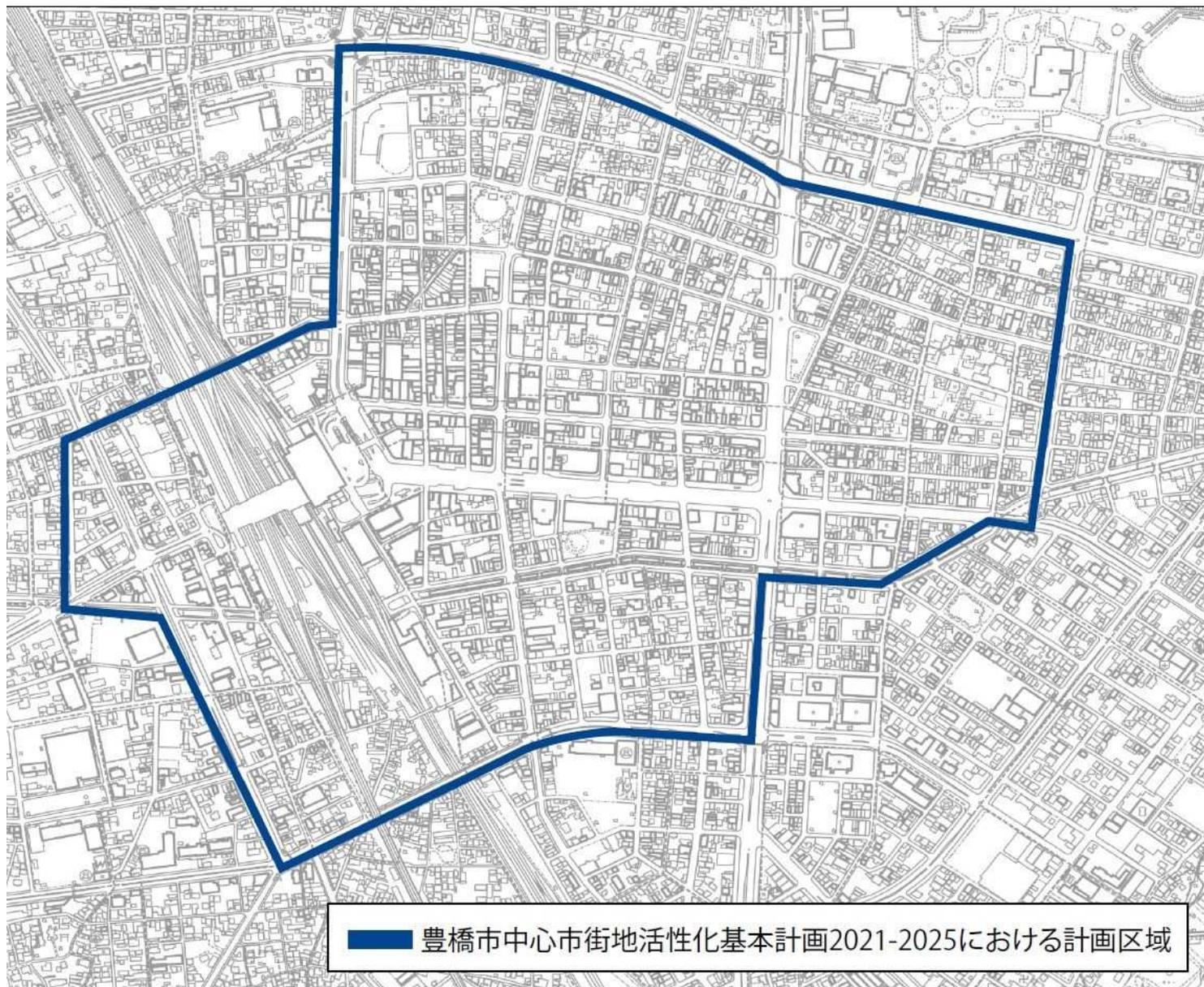
(賃貸人)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者名)

豊橋市中心市街地商業活性化資金融資制度に係る地域指定範囲



## 会社に含まれる士業、事業所の定義について

### 1 中小企業信用保険法上の会社に含まれる士業について

中小企業信用保険法第2条に規定する「会社」に含まれる士業を規定する法律に基づく法人

士業法	士業法人
公認会計士法（昭和23年法律第103号）	監査法人
弁理士法（平成12年法律第49号）	特許業務法人
弁護士法（昭和24年法律第205号）	弁護士法人
税理士法（昭和26年法律第237号）	税理士法人
司法書士法（昭和25年法律第197号）	司法書士法人
土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）	土地家屋調査士法人
社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）	社会保険労務士法人
行政書士法（昭和26年法律第4号）	行政書士法人

### 2 日本標準産業分類の事業所の定義

事業所とは、経済活動の場所的単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一区画を占めて行われていること。
- ② 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。